

三重県における犯罪被害者等支援の取組 ～広域自治体としての施策・責務、基礎自治体との連携など～

三重県環境生活部くらし・交通安全課 くらし安全班主幹兼係長 三好 由里子

I. はじめに

2019年3月15日、県議会に上程された「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）が全会一致で可決され、翌月1日、施行されました。私は、三重県警察からの出向として、条例が採決される1週間前に現在の所属に着任し、条例制定を熱望されていた犯罪被害者ご遺族の方と採決の場に立ち会うことが、着任後の私の最初の仕事でした。

このご遺族は、2013年8月、三重郡朝日町地内で、当時高校生だった元少年に襲われて亡くなられた娘さん（当時中学3年生、15歳）のお父様で、2018年6月、三重県知事あてに犯罪被害者遺族のつらい心情や精神的・経済的な支援の必要性等の犯罪被害者遺族が置かれている状況を記した切実な内容の書簡を送られ、本条例制定のきっかけとなった方でした。

県では、この書簡が届いた直後から、先進的に条例の制定や支援制度を実施している自治体へのベンチマークを行うほか、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（以下「支援センター」という。）で支援を行った犯罪被害者の方々を対象に実態とニーズを調査するためのアンケートを実施しました。

この調査を通して、多くの犯罪被害者の方々から、犯罪等そのものによる直接的な被害だけでなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることなど切実なご意見をいただきました。

これらのご意見等を受け、同年8月22日、三重県知事が「有識者懇話会、県議会、市町、県民の意見をいただきながら、条例を制定すること」、「経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度導入を検討して進めていくこと」との基本方針を広く県民に示し、条例制定に至ったのです。

実に、ご遺族からの書簡を県にいただいてから、条例が可決されるまで延べ282日間というスピード制定となりました。

II. 条例と三重県犯罪被害者等支援推進計画等

(1) 条例の特徴

条例では、第1条（目的）で「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを目的とし、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

条例の特徴的な部分としては、第2条（定義）に「再被害」、「二次被害」の定義を定めたこと、第8条（総合的な支援体制の整備）に「被害の潜在化の防止」を明文化したこと、第

10条（支援従事者の育成）、第11条（支援従事者に対する支援）を規定し、「支援従事者が犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けること（代理受傷）の防止」について定めたこと、第23条（学校における教育の促進）に、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性についての理解の促進だけでなく、「二次被害を防止するための教育」についても定めたことが挙げられます。

（2）三重県犯罪被害者等見舞金給付制度

条例検討と並行して、都道府県では全国初の三重県犯罪被害者等見舞金制度（以下「見舞金制度」という。）についても検討を行い、条例第16条（経済的負担の軽減）を受けた施策として創設し、条例施行（2019年4月1日）と同時に運用を開始しました。

見舞金の種類は、

- ①遺族見舞金 60万円（全国最高額）
- ②重傷病見舞金 20万円
- ③精神療養見舞金 5万円

の3種類で、本制度における「犯罪」や「給付対象」の定義は、国の犯罪被害給付制度をベースに制度設計しています。ただし、犯罪被害給付制度が給付までに一定の期間の裁定作業を要するものであるのに対し、見舞金制度は犯罪被害者ご遺族等の「犯罪発生その日から経済的に苦勞した。」との意見を基に、「用途を限定せず、生活資金の一部」として位置づけ、速やかに給付するものとしています。

※2019年度 遺族見舞金1件、重傷病見舞金6件、精神療養見舞金2件

2020年度（2月末現在）遺族見舞金2件、重傷病見舞金4件、精神療養見舞金2件

県に見舞金の申請に訪れた犯罪被害者の方々からは「弁護士費用に充てられます。」「見舞金が振り込まれたら、手術費用に使います。」「（犯人が捕まっていないので）引っ越ししたかった。これで引っ越しできます。」等の声を伺います。見舞金制度によって、少しでも犯罪被害者の方々のお役に立てることが出来たと感じています。

（3）三重県犯罪被害者等支援推進計画

条例第9条（推進計画）を踏まえ、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、2019年12月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しました。

推進計画では、

- ①犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- ②犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- ③犯罪被害者等心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを基本方針としています。

推進計画として特に注力しているところは2つあり、1つは、犯罪被害者等支援を円滑に途切れなく実施していくための総合的な支援体制の整備、もう1つは、二次被害防止のための県民の理解促進です。

総合的な支援体制の整備の基盤としては、「市町との連携強化を図る」ことを掲げています。また、「県民の理解促進」については、警察本部、支援センター、その他関係部局・機関等と連携しながら、地道な取組を進めていきます。

推進計画では計画期間を2020年度から2023年度までの4年間として各種支援施策を推進するとともに、更に数値目標

・「犯罪被害者等支援施策集」作成市町数（目標値＝全市町）

※「犯罪被害者等支援施策集」とは、自治体が実施主体となっているものや、他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業をとりまとめたもの

・「支援センター」の認知度（目標値＝30%）

・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度（目標値＝30%）

を設定しているのが特色です。

推進計画の期間内であっても犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況等を踏まえて、有識者等会議にご意見をいただきながら、必要に応じて計画を見直すとともに、年次報告書という形にとりまとめ、県民の皆様オープンな形でお示しするのも特色の一つです。

Ⅲ. 市町との連携強化に向けた取組

(1) コーディネート業務

条例の施行と同時に、県では支援センターと「市町との連携強化に向けたコーディネート委託業務」契約を締結し、支援センターが積極的に各市町と関係機関を繋ぎ、各市町が支援を行う際に、専門的知見からの介入や助言をしてもらった体制を整えました。

このコーディネート業務の一環として、2019年6月から8月にかけて、県、コーディネーター（支援センター）、警察本部被害者支援担当の3者で県内全29市町と全18警察署を訪問し、第一線現場での連携体制の強化を図りました。

これまで、県では各市町犯罪被害者等支援施策担当者（以下「市町担当者」という。）を集めての会議を、年2回から3回実施していたところですが、集合会議では市町担当者の生の意見や、各市町が抱えている課題等を把握することが困難でしたので、3者による訪問は非常に有益な取組でした。この取組によって、市町担当者の多くが「行政職員は犯罪被害者の方々と接した経験がないので、どのように対応したらよいか分からない。」「住民はほとんどの職員と顔見知り（同級生、隣人、親戚等）なので、対応が難しい。」等の不安を抱えていることが判明し、会議の場では聞くことができなかった実情を把握することが出来ました。

県では、このような市町担当者の不安を取り除き、自信をもって犯罪被害者等の方々

援にあたっていただけるように、実際の事件における支援事例を基にした研修(グループワーク)や、県内を9ブロックに分け、ブロックごとの意見交換会を開催しています。2020年に開催したブロック別意見交換会では、市町担当者、警察署被害者支援担当のほか、支援センター、警察本部被害者支援担当、三重弁護士会、日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所、津地方検察庁、三重県臨床心理士会、海上保安庁も参加し、死傷者多数の交通事故の事例検討を通じて、関係機関・団体等が実施する支援事業を相互に理解し合い、役割分担に基づき円滑に支援を行えるよう支援に当たる各担当者のスキルアップと連携体制の充実に努めました。

(2) 市町への支援

知事あての書簡を发出され、条例制定のきっかけとなった犯罪被害者ご遺族は、事件直後から支援に当たっていた臨床心理士(支援センター副理事長)の仲律子先生とともに、2018年7月から「全ての市町が条例を制定することで安心して過ごせる三重県にしたい。」と県内29市町の首長を訪問し、犯罪被害者等を救済する条例や補償制度創設の必要性を訴える活動を続けられ、2020年12月に全ての市町を訪問されました。市町においても、次々と条例制定等に向けた動きが始まり、2020年11月末現在、4市4町で条例や要綱が制定され、独自の支援制度が創設されています。

県では、先行して条例を制定したことにより得た情報や資料、見舞金制度の運用により蓄積した経験やノウハウを積極的に市町へ提供し、市町における条例等制定作業がスムーズに進むようバックアップ支援を行っています。

市町は、県民にとって最も身近な行政機関であり、居住・医療・保険・福祉制度の実施主体としての重要な役割を担っていますが、市町担当者の全てが専門職ではなく、犯罪被害者等支援業務以外の他業務を兼務しているのが実情です。支援経験がほとんどなく不安な市町担当者が、一人で抱え込んで支援が立ち行かなくなったり、代理受傷を受け悩んでしまうことがあっては、犯罪被害者等に真に必要な支援が提供されなくなります。犯罪被害者等支援における広域自治体としての県の最大の役割は、市町において適切な支援が犯罪被害者等に提供されるよう、市町(担当者)からの相談や要望に真摯に対応し、市町を支援することだと考えています。

IV. 犯罪被害者等支援に関する課題

これは、県に見舞金の申請にみえた犯罪被害者とそのお母様の対応をしていたときのことですが、傷害の被害に遭われたという娘さんのお話を聞いた後、「今も痛みはあるの?」「辛かったら無理しないで言ってね。」と声を掛けると、そのお母様が驚いた表情をされました。その理由は、「今まで、いろいろな機関に相談に行ったが、事件の内容のことばかり聞かれて、誰一人娘の身体を心配してくれた人はいなかった。県の人が初めて。」と言われました。各機関の担当者もそれぞれの立場や職務で、犯罪被害者の方々と接しているので、仕方のないことか

とも思いますが、まだまだ、犯罪被害者等についての理解が浅く、相手の立場に立った支援の重要性について認知されていない現実を目の当たりにしました。

条例では、第22条（県民の理解の促進）で、11月25日から12月1日までを「犯罪被害を考える週間」として啓発を図ることとしており、2020年11月28日（土）に、県、支援センターと桑名市（2020年9月、桑名市犯罪被害者等支援条例制定）との共催で、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

この集いでは、犯罪被害者ご遺族の講演（演題「あなたが突然、犯罪被害者になったら・・・」）や、三重県交通遺児を励ます会会員のお子様、桑名市内の高校生による「犯罪被害者等を支える社会づくりに向けての決意表明」をしていただきました。終了後の参加者アンケートでは、「被害者支援について全く知らなかった。」「遺族の声を初めて聴いた。」「これまで考えたことなかった。」等の回答の多さに驚きました。犯罪被害者ご遺族の講演を聞いていただいた参加者の反響は大きく、「心に響いた。」「条例は必要だと思った。」「自分たちに出来ることをしていきたい。」等のほか、「このような講演会を県内各地でもっと開催してほしい。」という声が非常に多かったのです。

県民の理解促進を図るという点で「犯罪被害者支援を考える集い」の目的が達成されたことは喜ばしいことなのですが、これだけの理解を得るためには、遺族の方々につらい体験を講演していただくというご負担をおかけしなければ実現せず、しかしこのようなご負担をおかけすることこそが、遺族の方にとって二次被害になるのではないかと、犯罪被害者等への県民の理解を広めることの難しさを深く考えさせられました。

V. 犯罪被害者等支援への思い

私は、1990年に警察官を拝命して以来、犯罪被害者の方々への支援にあたる機会が多くありました。妻を殺害され、「もっと被害者のための世の中になってほしい。」と願いながらも、裁判の判決を見ることも出来ないまま病魔に侵され亡くなったご主人のその言葉を、事件発生から約10年経った今でも、1日たりとも忘れたことはありません。そんな私が、こうして出向先の県で条例が制定される瞬間に立ち会い、犯罪被害者等支援に携わっているのは、無念のまま亡くなったご主人の想いを受け取った自分に与えられた使命なのだと思います。

一日も早く、遺族の方々がつらい体験をお話しただかなくても、犯罪被害者等の置かれている状況を一人でも多くの方が理解する社会を、そして、「自分に関係ない」と思っている人達が、無意識のうちに心無い言葉によって、犯罪被害者の方々を更に傷つけることのない社会を、ひとりひとりが命の大切さ知り、誰もが犯罪被害に遭うことのない社会を実現すること、それが亡くなったご主人も願った世の中であることを心に誓い、今後も精進して取り組んでまいります。

結びに、民間団体による犯罪被害者支援開始から30年、犯罪被害給付制度及び犯罪被害救援基金発足から40年との長きに渡り、さまざまな労を尽くされてきた多くの方々に深く敬意を表させていただくとともに、この記念誌に寄稿の機会を頂戴したことを心より感謝申し上げます。